

ビジネスモデル研究会最終報告草案に対する意見

NTT東日本

< 基本的な考え方 >

今後IP化は加速度的に進展していくものと想定され、そうしたIP化の成果を国民生活や企業活動等に広く定着させ、多様なブロードバンドサービス等によるIT社会を実現するためには、以下の点が特に重要であると考えます。

1. ブロードバンド時代の新しいビジネス分野においては、原則非規制とすることが、市場の発展に必要不可欠

IP化の進展により、様々な事業者が事業規模の大小に関わらず業種の枠を超え、光ファイバ、無線などの新技術を活用しつつ、端末、プラットフォーム、ネットワーク、コンテンツなどの様々な分野で多様なビジネスモデルを駆使した競争が展開されると想定されます。

つまり、IP市場は各事業者の創意工夫と技術開発による熾烈な競争の場となり、事業者の活力こそが市場を発展させる源であると考えます。

そのためには、ビジネスモデルに関し規制を設けるべきではなく、事前規制をすべて撤廃した原則非規制の市場とすることが必要不可欠であると考えます。(P16:)

2. NTT東西の上位レイヤーへの進出に非対称規制をかけることは、不合理

(1) 本草案は、NTT東西が上位レイヤーに進出する際には、ボトルネック設備保有に起因する市場支配力の濫用防止・他事業者との公正競争条件確保が必要であるとしていますが(P20:) 他事業者との接続に必要な設備とされているネットワークレイヤーの設備については、既に指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されており、ボトルネック性はなくなっていることから、これらの設備の有無で規制を区分する合理的な理由はありません。

そもそも、第1種指定設備を有する事業者は市場支配力ありとしている論理が正しくないことは、ADSLのシェア実績により明白です。(NTT東西のシェア: 41.7%(H14.4月末))

(2) また、IP化が急速に進展する中で、当該設備を有するからといって、グループドミナンス等の概念によりNTT東西やNTT東西の子会社の上位レイヤーへの進出に対して規制をかけることは、電気通信事業者の活路であ

るブロードバンド時代を展望したレイヤー縦断型ビジネスモデル等への転換の路を狭め、ブロードバンド時代のプレーヤからの脱落に繋がり、極めて問題であると考えます。(P 22 :)

(3) このように、接続に必要なネットワークレイヤー設備について、ネットワークのオープン化等設備開放ルールに加えて、公正競争のガイドライン等の整備がなされている以上、当該設備を有することが市場支配力を生み、その濫用の恐れがあるとして、レイヤー縦断型のビジネスモデルによる事業展開に対して非対称規制を採る根拠とすることに、合理的な理由は見出せないものと考えます。

この観点から、NTT東西の活用業務の認可におけるプラットフォームに係る機能のアンバンドル化 (P 20 ~ 21 :) や慎重な対処の要請 (P 40 ~ 41 :)、子会社等の実態検証と規制検討 (P 22 ~ 23 : 、 P 65 : (c)) 等は、NTT東西に対する過度な規制をもたらすものであり、適当ではなく削除すべきです。

(4) また、コンテンツの提供というコンテンツレイヤーや、コンテンツ配信や認証・課金等のプラットフォームレイヤーの設備は、ネットワークレイヤー設備と異なり、各事業者自ら創意工夫すれば通常の経営努力とリスク負担により構築可能なものであり、これらのレイヤーの設備を構築しサービス開発を行った事業者のプラットフォーム等をアンバンドルして開放させる政策をとった場合、サービス開発や設備投資を行った事業者の開発や投資インセンティブを損なうだけでなく、利用する事業者の開発・投資意欲も減ずることに繋がり、ひいては、新たなサービス登場の停滞を招き、利用者にとっても不利益となるものと考えます。

3 . ブロードバンド時代を展望して、開放優先政策から、開発・投資インセンティブの高まる政策へ、競争政策のパラダイムを転換すべき

(1) 電気通信事業分野における競争政策は、パラダイム転換が求められている、との本草案の指摘 (P 73 :) は評価できるものでありますが、本草案の提起する競争政策は、依然として、これまでの電話をベースとした設備開放政策の延長線上で、ブロードバンド時代に如何に事業者を事前規制すべきか、という視点にとどまっています。

(2) 競争政策の方向性検討にあたっては、以下の点に重点を置くべきものと考えます。

ブロードバンド時代においては、今後新たに、光ファイバだけでなく、無線設備、高機能ルータ、コンテンツ配信のための大容量サーバ等新たな設備投資を要するものであり、設備を如何に開放するかといった従来の電話をベースとした政策ではなく、サービス開発や設備投資を担う事業者のインセンティブを高め、ひいては、ブロードバンドサービスの進展や利用者や国民の利益増進に寄与する政策である必要があります。

現に、米国においては、新たな技術、設備への投資インセンティブを損なわないよう、光ファイバ等のアンバンドル義務の非規制化を図ることなどブロードバンド時代を展望して、既存の政策の抜本的見直し検討に着手しており、我が国においても、各事業者が開発意欲・投資意欲を高め、創意工夫により多様なビジネスモデルを展開し、ブロードバンドの進展に寄与できるよう、非規制を基本とした政策に早急に転換すべきと考えます。

4. IP電話については、ユーザ利便性確保や電気通信全体の信頼性確保の観点からの具体的な条件整備が必要

今後、IP電話事業者数の増加、IP対応通信機器の高度化・低廉化等を背景に、ネットワークのIP化が加速的に進んでいく可能性があるものと考えます。

しかしながら、IP網を前提としたIP電話では、緊急通話や重要通信の確保等に課題があり、また、現在の相互接続通話よりも多数の事業者間の接続により提供される場合が想定されるなどから、IP電話が、現在の固定電話の有する安全で信頼性のあるサービス・品質と同等なレベルにより提供されとは限らないと考えます。したがって、ユーザ利便性や電気通信の安定的提供が確保できるよう、事業者によるIP電話の通話品質等の情報開示や接続手続のあり方、事業者間精算の方法、ユニバーサルサービス確保の在り方等、具体的に諸条件を整備していくことが重要と考えます。(P68~71: (5)(6))

なお、個別内容に対する当社の考えは別添のとおりです。

ビジネスモデル研究会最終報告草案への意見

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P 10 1-3 (2)	<p>電気通信市場においては昭和60年に市場の全分野に競争原理を導入し、それ以降、いわば「独占」から「競争」への移行過程にあることから、事業者間の競争を促進する枠組みを確立していくことが必要である。そのため、電気通信市場において通信事業者の行動結果として生じた競争上の問題を事後的に排除する措置を充実させるとともに、必要に応じて事前の競争ルールを確立し、より競争促進的な市場環境を創出していくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本草案が、現状を「独占」から「競争」への移行過程」と認識している点は、昭和60年以降の、極めて多種多様な電気通信事業者の登場、これまで実施された競争政策、今日の競争実態、それに伴う各事業者の経営状況の悪化を無視し、従来の固定観念に基づくものであり、適当でないと考えます。 ・今後のビジネスモデルは不透明であり、かつ技術革新の激しい電気通信市場にあっては事前の競争ルールを適切に考案することは困難であり、各事業者の創意工夫が発揮できるような、より競争促進的な市場環境を創出していくためには、事前競争ルールの原則撤廃を要望します。
P 17	<p>このため、コンテンツレイヤーにおける市場支配力が存在するかどうか、また仮にこうした市場支配力が存在するとして、下位レイヤーに対して公正競争の観点から見てどのような問題を発生させる可能性があるのかについて、現時点で一義的に結論付けることは困難な面がある。</p> <p><u>むしろ、一般にコンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在すると考えられることから、コンテンツレイヤーが競争的であったとしても、例えば認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーにおいて、特定の市場支配的な事業者が市場支配力を濫用している場合、コンテンツ配信のためのデリバリーチャンネルが競争的に機能しない可能性がある点が重要であり、こうした点にも着目しつつ、今後の競争環境整備の在り方について検討していく必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーとも仮に市場支配力があってもそれは競争環境のもとで勝ち取られた市場支配力であると考えられることから、左記下線部のように事前に行政が問題視するべきではないと考えます。 ・プラットフォームレイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不適當と考えます。 ・また、コンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在するとの認識ですが、コンテンツ制作者側が相対的に強い立場にある場合に、その支配力を他のレイヤーで濫用している場合も想定されるため、表記はその点中立的でなく問題だと考えます。

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P 20	<p>上記の活用業務として、県を越えて上位レイヤー（例えばISP、データセンタ、コンテンツ配信等）に進出することが可能となるが、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である東西NTTが上位レイヤーに進出する垂直統合型ビジネスモデルについては、ボトルネック設備を保有することに起因する市場支配力の濫用を防止し、東西NTTと他事業者との間の公正競争条件を確保することが求められる。これは（中略）単にこれを事後的に排除するのみならず、事前に一定の公正競争条件を設定して当該行為を防止することが、当該市場の健全な発展に不可欠であると考えられることによるものである。</p>	<p>他事業者との接続に必要な不可欠な設備とされているネットワークレイヤーの設備については、既に指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されており、ボトルネック性はないことから、これらの設備の有無で規制を区分する合理的な理由はありません。</p> <p>・また、P化が急速に進展する中で、当該設備を有するからといって、NTT東西の上位レイヤーへの進出に対して規制をかけることは、電気通信事業者の活路であるブロードバンド時代を展望したレイヤー縦断型ビジネスモデル等への転換の道を狭め、ブロードバンド時代のプレーヤからの脱落に繋がり、極めて問題であると考えます。</p>
P 20	<p>この点、「活用業務認可ガイドライン」においては、競争事業者が東西NTTの営む新たな業務と同様の業務を実施する上で、東西NTTの設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる</p>	<p>・このように、接続に必要なネットワークレイヤー設備について、ネットワークのオープン化等設備開放ルールに加えて、公正競争のガイドライン等の整備がなされている以上、当該設備を有することが市場支配力を生み、その濫用の恐れがあるとして、レイヤー縦断型のビジネスモデルによる事業展開に対して非対称規制を採る根拠とすることに、合理的な理由は見出せないものと考えます。</p>
P 20	<p>また、当該活用業務の認可に際しては、「活用業務認可ガイドライン」において、公正競争を確保する観点から、ネットワークのオープン化等、公正競争を確保するための7つのパラメータが規定されている。したがって、当該ガイドラインに沿って、個別案件ごとに東西NTTが上位レイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保について、デュープロセスを踏まえつつ慎重に対処していくことが求められる。</p>	<p>・この観点から、NTT東西の活用業務の認可におけるプラットフォームに係る機能のアンバンドル化や慎重な対処の要請等は、NTT東西に対する過度な規制をもたらすものであり、適当ではありません。</p>

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P 21	<p>しかし、多様なコンテンツが放送以外のブロードバンドネットワークを介して配信される状況が一般的となった段階において、東西NTTのネットワークレイヤーにおける市場支配力との連関性について検証する必要性が生じてくるものと考えられる。</p> <p>また、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からは、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、東西NTTがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業に係る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。</p>	<p>他事業者との接続に必要な不可欠な設備とされているネットワークレイヤーの設備については、既に指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されており、ボトルネック性はないことから、これらの設備の有無で規制を区分する合理的な理由はありません。</p> <p>・プラットフォームレイヤーにおいては、基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不相当と考えます。</p> <p>・東西NTTについてのみ、プラットフォームレイヤー事業の機能についてアンバンドル化の必要性を検討するのは不当な差別であり、仮に検討するとするならば、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーの全事業者に対しても等しく検討されるべきであります。</p>

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P 22~ 23 、	<p>NTT持株又は東西NTTの100%子会社として上位レイヤーに進出する場合、実態として、東西NTTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果があるのではないか</p>	<p>・NTT東西本体とその出資子会社の間では、組織や会計が分離されており、更に競争促進に関するガイドライン等において、自己の関係事業者以外の不当な取引拒絶等が実質上禁止されているように、公正競争上の問題が生じ得ないものと考えます。</p> <p>仮に問題があった場合、契約書等により取引内容等を優遇していたかどうかの確認を個別の問題ごとに行えば足るものであり、特段問題の発生していない状況下で、実態を十分検証するとするのは規制の行き過ぎであります。</p> <p>子会社運営に関してグループ・ドミナンス等更なる規制を設けることは、子会社等を通じた経営効率化やブロードバンドビジネスの事業発展に対する阻害要因となりかねず不適當であり、かつ民営化時の国会議論にも悖ると考え、受け入れがたいものであるため、は削除すべきであります。</p>
	<p>「非対称規制」における特定関係事業者は電気通信事業者にその対象が限定されており、コンテンツプロバイダ等を特定関係事業者として指定できないことから、公正競争確保の観点から問題が生じたとしても、必要な措置を講じ得ないのではないか</p>	
	<p>NTT持株及び東西NTTの子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミナンス(中略)の概念の導入の是非についても、諸外国の状況等も勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。</p>	

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P31~ 32 (3)	公衆網再販の早期実現	<p>以下の問題があり、これらを勘案すると、再販は到底受け入れられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の固定電話市場は、諸外国以上に競争が進展しており、公衆網再販を導入する必然性はない ・固定電話市場は縮小。再販を導入しても市場の拡大は望めず、結果的に投資回収の可能性は低い ・競争政策上の問題点として、財務に与える影響が大きく、ユニバーサルサービスの提供が困難。またブロードバンド等新たな市場への経営資源集中が困難
P32 (5)	また、上記の固定系及び無線系のアクセス網の多様化の進展が、現在の東西NTTのボトルネック独占にどのような影響を与えるかについて、競争の進展状況を定期的にレビューする中で継続的に検証していくことが必要である。	報告書のP化の進展の項で記述されている有効競争レビューを直ちに実施し、その中で左記下線部についても直ちに検証することが競争促進の観点から重要であると考えます。
P33 (6)	他業態のスポンサーとの提携により、当該スポンサーからの収入(広告収入等)でコストをまかない、ユーザ料金を格段に引き下げるといった料金面での工夫も、制度的には可能である。	原文の内容に基本的に問題はないですが、独占的な利潤の投下(例えば電力会社における電気通信事業への電気事業の利潤投下)は不公正であると考えられることから、すべての場合において「制度的に可能」と断言することは問題であると考えます。
P40~ 41	この際、当該レイヤーにおいて各事業者が収益性の高いビジネスモデルの構築に向け、投資リスクを負いつつ様々な取組みを進めていることに鑑みれば、競争ルールの導入により、これらの事業者の事業活力を削ぐことのないよう留意する必要がある一方、 <u>例えば、ネットワークレイヤーにおける市場支配的な事業者がプラットフォームレイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保等については特に慎重な対処が求められる(東西NTTの上位レイヤーへの進出については2-2参照)。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーとも仮に市場支配力があつたとしてもそれは競争環境のもとで勝ち取られた市場支配力であると考えられることから、事前に行政が問題視するべきではないと考えます。これらのレイヤーにおいて、基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不相当と考えます。 ・プラットフォームレイヤー等で市場支配力を有する事業者がネットワークレイヤーに進出する場合も想定されることから、一方の方向についてのみ言及することは中立性を欠いたものであり、左記下線部は削除すべきと考えます。

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P 55 、	P2P通信の普及は、提供されるサービス形態に大きな影響をもたらす可能性がある(参考資料33)。この点、利用者の観点及び通信事業者の観点からそれぞれ検討することが適当である。 (後略)	・ユーザ保護の観点からは、セキュリティ、プライバシー、著作権の問題など、P2P通信の抱える問題についても言及しないと、一面的であり、誤解を与えると考えます。
P 64	この場合において、当該レイヤー内のみに着目して市場支配力を有するに至っていると認定されるケースと、下位レイヤーにおける市場支配力をプラットフォームレイヤーにおいて濫用する結果として当該レイヤーにおいて市場支配力を有するに至るケースの2つのケースが想定されることである。このため、単に特定のレイヤーのみに着目した市場支配力を検証するのではなく、レイヤー縦断型のビジネスモデルが今後ますます増加してくるものと考えられる中、レイヤー間の市場支配力の濫用の可能性についても十分な検証が必要となってくるものと考えられる。	<p>・各レイヤー(コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー)とも仮に市場支配力があつたとしてもそれは競争環境のもとで勝ち取られた市場支配力であると考えられることから、事前に行政が問題視するべきではないと考えます。</p> <p>・基本的に自由な競争に委ね、具体的問題が発生した場合に、その対処を検討すれば十分であり、抽象的な可能性のみを以って規制の必要性を議論することは規制強化に繋がり、不相当と考えます。</p>

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P64	<p>以上の留意点を踏まえつつ、有効競争レビューを定期的(例えば2年ごと)に実施することにより、(中略)具体的な分析手法については、今後改めて別に検討の場を設け、平成14年度内を目途に試行的に、例えばインターネットアクセス市場を対象として有効競争レビューを行うとともに、分析手法の確立に向けて積極的に取り組むことが適当であると考えられる。</p>	<p>・技術革新の激しい電気通信市場において有効競争レビューの実施及びそのための検討を早期に行うことが重要であると考えます。</p> <p>その際には、レイヤー間の相互関連性についても把握する観点から、ネットワークレイヤーのみならず、上位レイヤーを含めたレビューを実施する方向で検討を行うことが必要であると考えます。</p>
P65 (C)	<p>第三に、東西NTTの活用業務、他分野におけるボトルネック設備保有事業者等に係る公正競争条件等についても、急速な市場環境の変化の中で引き続き有効に機能しているかどうかについて継続的に検証していくことが求められ、当該レビューの中で必要な検討を行うことが適当である。併せて、<u>NTT子会社等がNTT東西との連携により市場支配力を有するに至っていないか等の検証もこの中で実施することが望ましい。</u></p>	<p>・左記下線部の表記は、NTT子会社等がまず疑わしいとのニュアンスが感じられるが、子会社であることからNTT東西との関係は他事業者と同等であり、この部分は削除すべきであります。</p>
P66	<p>なお、アクセス網のIP化の進展との関連において (a)アクセス網(サービス)を提供する事業者が当該サービスと当該事業者が選択したIP網による中継サービスを一体として提供する(アクセス系事業者の中継網の選択が委ねられる)形態のみならず、例えば利用者が当該中継サービスを提供する事業者を自由に選択することを可能とすることも、アクセス網のオープン化の観点から検討が必要になってくるものと考えられる。</p>	<p>・利用者が中継IPサービスを自由に選択することは、通信相手以外にルーティングを指定することが必要となることから、現状では技術的に困難であり、オープン化も困難であると考えます。</p>

項数	内 容	NTT東日本の考え方
P69	<p>また、こうした検討の中で、サービス品質については、複数の品質クラスのうちどれに適合しているサービスであるか事業者が自己宣言又は公正中立な第三者機関による評価を行い、必要に応じて技術基準適合命令により是正するといった自己宣言等による事後規制の仕組みの導入も必要となる可能性がある。また、品質基準については、利用者に対してわかりやすい形で開示することを義務づける等、利用者保護の観点からの検討も必要である。</p>	<p>・利用者保護及び接続する他の事業者のネットワーク保護の観点から技術基準を定めることが必要と考えます。</p> <p>・また、特にIP電話については、利用者が広範囲にわたる恐れがあり、また、インターネット利用と切り離れたサービスとして提供する事業者も登場していることから、利用者保護及び健全な競争促進の観点から、利用者への品質開示が必須であると考えます。</p>
P69	<p>更に、多数の事業者が接続してIPサービスを提供する場合、サービス品質が異なる事業者が一体としてエンドエンドでサービスを提供する可能性があり(中略) <u>エンドユーザ対応を担う事業者にその責を帰することが困難な事由によりサービス品質が確保されなくなる可能性もある。こうした品質確保の問題はユーザにとっては極めて重要な問題ではあるが、基本的には事業者間のSLAで対処すべき問題であって、行政当局が一律のルール策定を行うことは少なくとも現時点においては必ずしも適当ではないと考えられる。ただし、関係事業者の数が増加していく中、例えば事業者間の協議により標準SLAを策定する等、一定の品質確保やリスク管理のための <u>コンセンサス作りの仕組みが必要となる可能性がある。</u></u></p>	<p>・IPサービスにおいては、多数の事業者の多段な接続により実現されるケースが多いと想定されることから、事業者間の問題について行政が介入しないことは是認されるとしても、(少なくともエンドユーザ対応を担う事業者には)利用者に対して品質やネットワーク構成(例えば「公衆インターネットを経由するかどうか」等)を開示を義務付けることは必須であると考えます。</p> <p>・左記下線部にある品質確保やリスク管理のためのコンセンサス作りの仕組みは必要であり、検討されるべき課題と認識していません。</p>
P70 (a)	<p>第一に、従来の固定電話からIP電話に置き換える場合には、<u>固定電話とIP電話との間の番号ポータビリティの実現方策について利用者利便の観点から検討が必要になってくるものと考えられる。</u></p>	<p>左記下線部にある実現方策を検討する必要性については理解しますが、利用者利便の観点だけでなく、実現にあたってのコスト(結果的にIP電話の提供コストに転化される)の観点も十分考慮にいれるべきと考えます。</p>